

議案甲第23号

多久市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年6月20日

提出者	多久市議会議員	
		野口 義光
	〃	野北 悟
	〃	中島 慶子
	〃	服部奈津美
	〃	國信 好永
	〃	田中 英行
	〃	飯守 康洋
	〃	樺島永二郎
	〃	香月 正則
	〃	中島 國孝
	〃	田渕 厚
	〃	角田 一彦
	〃	古賀 公彦
	〃	平間 智治
	〃	牛島 和廣

多久市議会議長 山本茂雄 様

別紙

多久市議会委員会条例の一部を改正する条例

多久市議会委員会条例（平成3年多久市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員会の所属、名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は少なくとも第2項第1号又は第2号に定める常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）産業厚生委員会 <u>8人</u></p> <p>市民生活課、広域クリーンセンター推進課、福祉課、地域包括支援課、健康増進課、人権・同和対策課、農林課、商工観光課、建設課、都市計画課、市立病院、農業委員会及び水道課の所管に属する事項</p> <p>（3）（略）</p>	<p>（常任委員会の所属、名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は少なくとも第2項第1号又は第2号に定める常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）産業厚生委員会 <u>7人</u></p> <p>市民生活課、広域クリーンセンター推進課、福祉課、地域包括支援課、健康増進課、人権・同和対策課、農林課、商工観光課、建設課、都市計画課、市立病院、農業委員会及び水道課の所管に属する事項</p> <p>（3）（略）</p>

## 附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される多久市議会の議員の一般選挙により選出される議員の任期の開始の日から施行する。